

令和4年度愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年度愛媛県移住者住宅改修支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市町が行う空き家を有効に活用して移住者の住まいの確保を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、県外から本県への子育て世帯及び働き手世帯の移住・定住の促進並びに地域おこし協力隊の離職後の定住支援に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 一戸建て住宅又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)
- (2) 間接補助対象住宅 移住者が空き家バンク(愛媛県空き家情報バンク、市町空き家バンク又は民間空き家バンクで市町長が市町空き家バンクに準ずるものとして認めたものをいう。)を通じて居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 間接補助事業者が住宅の改修等(住宅の改修及び家財道具の搬出等をいう。以下同じ。)を行うことができる権限を有していること。
 - イ 過去に間接補助金の交付の対象とされていないこと。
- (3) サブリース住宅 サブリース住宅改修事業により改修された空き家であって、補助金をその財源の一部とするもの
- (4) 移住者 県外から県内の市町に住民票を異動した者(県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由によるものは除く。)
- (5) 子育て世帯 住宅改修費補助事業にあつては間接補助金の交付申請日、サブリース住宅改修事業にあつてはサブリース住宅の賃貸借申込日(以下「交付申請日等」という。)が属する年度の4月1日時点において、18歳未満の子(ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む)がいる世帯
- (6) 働き手世帯 交付申請日等において、構成員のうち少なくとも1人が60歳未満である世帯
- (7) 間接補助対象経費 間接補助金の交付の対象となる経費
- (8) 間接補助金 市町が移住者に交付する間接補助対象住宅の改修等を支援する給付金で、補助金をその財源の一部とし、かつ、補助金の交付の目的に従って交付するもの
- (9) 間接補助事業 前号の給付金の交付の対象となる間接補助対象住宅の改修又は家財道具の搬出等
- (10) 間接補助事業者 次のいずれにも該当する移住者で、間接補助事業を行うもの

ア 平成 28 年 4 月 1 日以後に本県に移住した者（同日以後に県内へ移住した者でその後県内において住民票を異動したものを含む。地域おこし協力隊にあっては、同日以降の離職する日をもって県内へ移住したものとみなし（これに準ずる者として市町長からの協議により知事が適当と認める者を含む。）、同日後も引き続き県内に住民票を有する者に限る。）であって、5 年以上居住する意思を有するもの。

イ 働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。

ウ 本人及び同一世帯に属する者が前住所地を含め市町村税（市町村民税及び固定資産税をいう。）を滞納していないこと。

エ 過去に間接補助金の交付を受けたことがないこと。

（交付の対象及び補助率等）

第 4 条 県は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う市町に対し、当該事業に要する経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 住宅改修費補助事業 市町が行う移住者の間接補助対象住宅の改修等を支援する事業

(2) サブリース住宅改修事業 市町が行う移住者に転貸するために借り上げた空き家を改修する事業

2 住宅改修費補助事業の間接補助対象経費等は別表第 1 のとおりとし、サブリース住宅改修事業の補助対象経費等は別表第 2 のとおりとする。

3 業者により住宅の改修等を行う場合は、原則として、市町内の施工業者（市町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）によるものとする。

4 間接補助対象経費は、住宅の改修にあつては 1 件につき 50 万円以上、家財道具の搬出等にあつては 1 件につき 5 万円以上であるものに限る。

5 間接補助事業又はサブリース住宅改修事業に要する経費が、他の補助制度（サブリース住宅改修事業にあつては国土交通省が所管する空き家再生等推進事業又は空き家対策総合支援事業に係るものを除く。）による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の対象経費は、当該事業に要する経費から控除する。

（補助金の交付申請）

第 5 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付申請をする市町は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに市町に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更

(2) 補助金の交付決定額が増額又は減額されることとなる変更

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 知事は、必要に応じ、補助事業の遂行状況に関し、補助事業者に対し報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、速やかに補助金概算払請求書（様式第6号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が第1号から第5号までのいずれかに該当し、又は第6号もしくは第7号に該当する事由があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。

- (6) 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(活用状況報告)

第 17 条 補助事業者は、サブリース住宅の活用状況について、補助事業の完了年度から起算して 10 年間、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに活用状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿、台帳及び書類その他必要となる図書を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間（サブリース住宅改修事業にあつては 10 年間）保管しなければならない。

(指導監督)

第 19 条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して検査し、又は報告を求めることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

間接補助対象経費		間接補助率等	補助対象経費	補助率等	
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	間接補助対象経費の2/3又は200万円(子育て世帯にあつては、400万円。市町の補助対象限度額がこれらの額を下回る場合は、当該限度額)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	間接補助対象経費のうち、市町が間接補助金の交付の対象としたもの	補助対象経費の1/2又は100万円(子育て世帯にあつては、200万円。市町の補助対象限度額がこれらの額を下回る場合は、当該限度額)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等			
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等			
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等			
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等			
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等			
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等			
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等			
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等			
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等			
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等			
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)			
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。)				
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	間接補助対象経費の2/3又は20万円(市町の補助対象限度額がこれを下回る場合は、当該限度額)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	間接補助対象経費のうち、市町が間接補助金の交付の対象としたもの	補助対象経費の1/2又は10万円(市町の補助対象限度額がこれを下回る場合は、当該限度額)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助要件	補助率等
<p>市町が移住者に転貸するために借り上げた空き家の改修に要する経費</p>	<p>空き家が次に掲げる事項の全てに該当すること</p> <p>(1)市町と所有者の間で、補助事業完了後、市町が10年以上移住者へ転貸するために有効な契約が締結されていること</p> <p>(2)明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）</p> <p>(3)過去に補助金の交付の対象とされていないこと</p> <p>(4)第3条第10号アからエのいずれにも該当する移住者（これに準ずる者として市町長からの協議により知事が適当と認める者を含む。）へ転貸するものであること</p>	<p>補助対象経費の1/8又は75万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）</p>